

スポーツ行政の現状について

1 横須賀市スポーツ振興基本計画（横須賀市教育振興基本計画スポーツ編）

（横須賀市教育振興基本計画 第 2 期実施計画（2014～2017）より抜粋）

（1）今後 4 年間の取り組みの方向性

スポーツ編では、今後 8 年間を通じて「豊かなスポーツライフの実現」を目指します。市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できる「豊かなスポーツライフの実現」を目指すためには、例えば、市民の健康・体力づくりの推進、施設の整備、スポーツに触れ合い、参加したり、観戦したり、応援したりする人への支援などのさまざまな施策を展開する必要があります。折しも平成 32 年（2020 年）には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。会場地から日帰り圏内にある本市にとっては、世界的なスポーツイベントを身近に感じ、市民のスポーツとのさまざまな関わりを深める絶好の機会であると考えられます。

また、併せて関係機関と互いに連携を深めることで、市民のスポーツ活動がより身近で親しみやすいものとなるよう取り組みます。

そのため、これからの 4 年間、3 つの目標を掲げ、11 の施策および関連事業を推進します。

（2）スポーツ編体系図

『豊かなスポーツライフの実現』

	目 標	施 策
1	子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図ります	(1)生活習慣の改善および健康・体力づくりの推進 (2)体育・健康教育の充実 (3)運動部活動の活性化
2	だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる機会を充実させます	(4)市民の健康・体力づくりの推進 (5)市民が主体となる活動の支援 (6)スポーツ施設の整備と円滑な管理運営の推進 (7)スポーツ情報提供の充実
3	競技者の活動を支援するとともにスポーツ愛好者の裾野を拡大します	(8)国際大会や全国大会で活躍する競技者の育成と支援(9)ホームタウンチームなどとの連携強化 (10)各種スポーツ団体への協力と支援 (11)スポーツ指導者の育成と確保

2 学校教育部スポーツ課の事務分掌（平成 27 年度の事務の概要）

（1）体力の向上に関すること。 *学校体育

- ① 児童生徒の体育振興のため、中学校総合体育大会や小学校児童相撲大会などの各種大会を開催した。
- ② 市・県を代表し、全国大会、関東大会等に生徒を派遣した。

（2）学校体育の教育課程の指導助言に関すること。 *学校体育

- ① 市立各学校の体育的活動に対して指導助言を行った。
- ② 体育科指導の充実と技能の向上を図るため、中学校保健体育講習会（ダンスほか）や小学校体育実技講習会（体づくり運動ほか）などの講習会等を開催した。

（3）学校体育の校外行事及び教材選定の承認に関すること。 *学校体育

- ① 市立各学校で使用する体育・保健体育科準教科書の採択を行った。
- ② 大会・行事等の後援名義使用についての申請があり、適宜承認した。

（4）学校体育の研究委託に関すること。 *学校体育

- ① 体力づくり（小学校 1 校、中学校 1 校）
- ② 運動部活動モデル校（中学校 1 校）

（5）学校水泳プールの運営に関すること。 *学校体育・社会体育

夏季休業期間中に、学校水泳プールを開放し、地域の青少年団体に活動の場として提供した。（小学校プール33校、中学校プール18校、高等学校プール1校）

（6）学校体育団体、スポーツ団体等の育成に関すること。 *①学校体育・②～④社会体育

- ① 中学校体育連盟・横須賀三浦地区高等学校体育連盟の体育・スポーツ活動を推進した。
- ② 市体育協会（39種目団体）を指導育成し、スポーツ活動を推進した。
- ③ 地域体育振興活動の推進
 - ア 地域の体育振興を図るため、スポーツ推進委員（非常勤職員）313人を委嘱するとともに、スポーツ推進委員の指導力と資質向上のため、実技研修会・講習会を行った。
 - イ 市内の各小学校区体育振興会に補助金を交付し、各種体育行事を推進した。
- ④ スポーツ少年団及び青少年体育活動の推進
 - ア 市スポーツ少年団本部（40団体）に補助金を交付し、スポーツ活動推進のための指導育成にあたった。（各種スポーツの奨励・スポーツテスト・スポーツ交歓会等）

イ 青少年の体育振興行事

学区対抗児童球技大会や横須賀市少年野球大会などの行事を行った。

(7) 学校施設（体育施設に限る。）の開放に関する事。 *社会体育

学校教育に支障のない範囲で、青少年及び地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、市立小中学校全校の学校体育施設を開放した。

(8) 体育会館に関する事。 *社会体育

体育会館を使用する各種スポーツ団体との連絡を密にし、使用調整等を行った。

各体育会館の指定管理者 スポーツコミュニティよこすか（H26年度～29年度）

(9) 生涯スポーツの普及及び振興に関する事。 *社会体育

① 各種レクリエーション大会等を開催するため、市レクリエーション協会に対し補助金を交付した。

② 広く市民を対象として、体育・スポーツの健全な育成と振興を図るため、市民スポーツ教室やレクリエーション・スポーツフェスタなどを開催した。

(10) 競技者及びスポーツ愛好者への活動支援に関する事。 *社会体育

① 社会体育振興策として、市民体育大会及び市民駅伝競走大会及び三浦半島県下駅伝競走大会を開催した。

② 本市代表選手を市町村対抗かながわ駅伝競走大会に派遣した。

③ 市・県を代表し、全国大会等に出場したチーム及び個人に対し奨励金を交付した。

(11) スポーツ関係表彰に関する事。 *社会体育

① 本市の体育振興に功績のあった人をたたえ、体育功労者として表彰した。

② 本県の代表選手として大会に出場し、顕著な成績を挙げた団体及び個人にスポーツ栄光章を贈った。

③ 本市のスポーツの向上発展に寄与し、オリンピック等において顕著な成績を収めた個人にスポーツ大賞を贈った。

(12) スポーツ基金の管理に関する事。 *社会体育

新設のスポーツ基金の管理を行った。

《スポーツ課の体制》 平成 28 年 8 月 1 日現在

- ・ 課長 (1 名)
 - ・ 指導主事 (1 名)
 - ・ 施設係 (2 名)
 - ・ 社会体育係 (5 名)
 - ・ 学校体育係 (3 名)
-
- 計 (12 名) *他に臨時職員 1 名

3 スポーツに関する主な関係団体等（補助金交付団体等）

(1) 社会体育関係

- ・ 横須賀市スポーツ推進審議会
- ・ 横須賀市スポーツ推進委員協議会
- ・ 学区体育振興会
- ・ 横須賀市体育協会
- ・ 横須賀市スポーツ少年団
- ・ 横須賀市レクリエーション協会
- ・ 横須賀市スポーツ指導者協議会
- ・ 横須賀市肢体障害者協会

(2) 学校体育関係

- ・ 横須賀市中学校体育連盟
- ・ 横須賀三浦地区高等学校体育連盟

4 市長部局の主なスポーツ関連施策

(1) 横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

急激な人口減少、少子高齢化がもたらす負の影響を考察した上で、将来にわたって活力ある地域経済・社会をつくるため、まち・ひと・しごと創生法に基づく国および県が定める総合戦略を踏まえて、今後 5 カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「横須賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28 年 3 月に策定した。

本市総合戦略の政策分野（4つの基本目標）

- 基本目標 1 市内経済の活性化を図り、雇用を創出する
- 基本目標 2 定住を促す魅力的な都市環境をつくる
- 基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標 4 人口減少社会に対応したまちづくりを進める

◎本市総合戦略におけるスポーツ関連施策

基本目標 1 市内経済の活性化を図り、雇用を創出する

(3) 域外からの新たな需要の獲得（集客の促進と交流拠点の創出による市内消費の拡大）

② 交流人口の拡大に向けた新たなプロジェクト等の推進

ナショナルトレーニングセンター拡充施設の誘致をはじめ、本市の自然環境を生かした海洋・アウトドアなどのスポーツ拠点整備やスポーツを中心とした交流人口の拡大を図る。

【具体的な取り組み】（新規・拡充があるものを中心に記載）

- ▶ ナショナルトレーニングセンター拡充施設や大規模スポーツ大会等の誘致活動、BMX やスケートボードなどのアクティブスポーツ施設誘致に向けた調査研究の取り組みを推進する。
- ▶ 東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプの誘致に向け、神奈川県と連携した取り組みを推進する。
- ▶ 全国大会予選会など公式戦の開催、選手強化合宿の利用など、交流人口の拡大に向け既存施設内の機器等の整備を行う（エアライフル、ビームライフル競技）。

<平成 27 年度（2015 年度）：くりはま花の国へのエアライフル、ビームライフル競技関係機器等導入>

基本目標 2 定住を促す魅力的な都市環境をつくる

(4) 「住むまち」としての都市イメージの向上と積極的なプロモーション展開

① 都市イメージ向上のためのプロモーション展開

「住むまち」としての都市イメージの向上を図っていくとともに、常に先進的な取り組みにチャレンジしていくことで、市としての注目度・発信力を高める。

【具体的な取り組み】（新規・拡充があるものを中心に記載）

- ▶ 国際的なスポーツ大会や新たなスポーツ施設の誘致、英語コミュニケーション環境を整えることなど、本市が持つ特性を生かした都市イメージを発信する。

基本目標 4 人口減少社会に対応したまちづくりを進める【4-2 健康・医療・福祉対策】

(2) 健康管理意識の向上・行動変容を促すための取り組みの推進

① 生涯現役社会の実現

健康寿命の延伸に向けて、自身の健康に関心を持ち、「食生活を見直す」「運動習慣を身につける」といった行動をする人を増やすための取り組みを推進する。

【具体的な取り組み】（新規・拡充があるものを中心に記載）

- ▶ 観光イベントにおけるきっかけづくり、地域の活動を紹介する新聞の発行、活動の継続に向けた動機付けなど、健康づくりの一環としてラジオ体操を行う人を増やす取り組みを推進する。
- ▶ 講演会やイベントの開催など、健康づくりの一環としてウォーキングを行う人を増やす取り組みを推進する。

（２）横浜 DeNA ベイスターズファーム施設の移転・機能強化

平成 28 年 4 月、横浜 DeNA ベイスターズと本市は、横浜 DeNA ベイスターズファーム施設の移転・機能強化に関する基本協定書を締結し、横須賀スタジアムがある追浜公園内に全面移転することで合意した。

横浜 DeNA ベイスターズは横須賀市長浦町に練習拠点である総合練習場、ならびに若手選手の寮を構え、横須賀スタジアムをファームの本拠地球場として活動してきたが、本拠地機能の強化、並びに横須賀市のスポーツ文化の振興及び地域活性化を図るために、総合練習場、選手寮を、横須賀スタジアムがある追浜公園内に移転することについて、方向性を両者で合意した。

（３）運動施設、プールの管理運営

公園内の運動施設（野球場やテニスコートなど）、水泳プールや健康増進センター（すこやかん）などの管理運営を行っている。

《参考》

1 関係法令

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限 (教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二條 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三條 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
 - 二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(2) 地方自治法（抜粋）

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

2 スポーツの所管に関する他都市の状況について

平成 28 年 4 月 1 日現在

(平成 28 年 7 月 8 日総合教育会議資料より抜粋)

(1) スポーツに関する事務を首長部局が所管している市町村

	所管している	所管していない
中核市 (46)	28 (61%)	18 (39%)
神奈川県内 (30)	15 (50%)	15 (50%)

(2) 首長部局が所管している場合の根拠法令

	地教行法 第 23 条 (権限の移管)	地方自治法 第 180 条の 7 (事務委任)	地方自治法 第 180 条の 7 (補助執行)	その他
中核市 (28)	22 (78%) 注 1	1 (4%)	4 (14%)	1 (4%)
神奈川県内 (15)	12 (80%) 注 2	—	2 (13%)	1 (7%)

注 1 : 22 市のうち 2 市では学校体育施設開放事務は補助執行

注 2 : 12 市町のうち 5 市では学校体育施設開放事務は補助執行

3 神奈川県の場合について (知事部局へスポーツ局を設置)

(神奈川県資料「平成 28 年度組織再編について」より抜粋)

「スポーツ局の設置」(平成 28 年 4 月 1 日実施)

教育委員会所管のスポーツ行政(学校体育関係を除く)のほか、高齢者スポーツや障害者スポーツ、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックなどのスポーツ関連施策を集約して、スポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、新たにスポーツ局を設置する。

スポーツ局	総務室	局内人事、経理、企画調整
	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ行政(学校体育関係を除く) ・高齢者スポーツ、障害者スポーツ、 かながわパラスポーツ ・ラグビーワールドカップ 2019
	オリンピック・パラリンピック課	・東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会

4 スポーツ（学校体育関係を除く）に関する事務を市長部局へ移管することにより想定される効果や影響について

（1）効果

ア スポーツ関連施策の集約により、スポーツに関連した全庁的な取り組みが一体的に推進され、より効果的、効率的に施策を展開できる。

イ 市長部局の他の施策や事業との連携が一層円滑になり、スポーツ振興が教育分野にとどまらず、横須賀市全体の施策のさらなる推進につながる。

（2）影響

ア 児童生徒から見た体育・スポーツ行政の窓口が分かれることで、部活動や競技環境の支援に係る意志疎通がやや取りにくくなる。

イ 児童生徒の活動状況を一元的に把握することが難しくなるため、関係部課間で円滑な情報共有体制を構築する必要がある。